枝幸町立枝幸中学校

いじめ防止基本方針

一人ひとりの枝中生が安心してのびのびと過ごせる学校を目指して

令和6年5月

枝幸町立枝幸中学校

いじめとは？

（１）　いじめの定義

「　児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と**一定の人間関係**にある他の児童生徒が行う心理的又は**物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法　第２条）

＊ 一定の人間関係とは？　・・・　学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を言います。

＊ 物理的な影響とは？　・・・　身体的な影響のほか、金品をたかられたり、嫌なことを無理やりさせられる行為を言います。

（２）　**枝幸中学校では、**より実効性のある「いじめ未然防止・早期発見・早期解決」を図るため、**次に示すことを「いじめ（許されないこと）」として指導します。**

どんな理由があっても いじめとなること	≪例≫　暴力・物を盗む・物を壊す・物を隠す・金品をたかる　　等
	＊　これらの行為は、犯罪であることを理解させます。 「ふざけた」「相手も」を理由として認めず、指導します。 ＊　されそうになったら、「拒む」「助けを求める」「相談する」等の対応をし、一人で悩まないことを教えます。 ＊　身近に起きたこれらの行為を放っておかず、「止める」「注意する」「助ける」「相談する」等の対応をすることを日頃から教えます。
相手にいじめであると 感じさせてしまうこと	≪例≫　冷やかし・からかい・仲間はずれ・集団による無視・嫌なことや恥ずかしいことをさせる　等
	＊　嫌だと感じたら、「相手に言う」「相談する」等の対応をし一人で悩まないことを教えます。 ＊　嫌だと感じさせたら、心当たりがなくても「やめる」「気を付ける」ことを日頃から理解させます。わかっているのに続けることは許しません。
目の前に相手がいなくても いじめとなること	≪例≫　陰口・いたずら書き・ネット上での中傷　等
	＊　相手に拒む機会を与えないこれらの行為を絶対に認めず、許されないものであることを理解させます。 ＊　身近に起きたこれらの行為に決して同調せず、「止める」「注意する」「助ける」「相談する」等の対応をすることを日頃から教えます。

（３）　いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

①　いじめに係る行為がやんでいること

いじめの被害にあった生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月）継続していることをいいます。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断する場合は、教育委員会または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定します。

②　いじめの被害にあった生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの被害にあった生徒及びその保護者から心身の苦痛を感じていないかどうか面談等（目途として、３日後、３週間後、３か月後）により確認します。

いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、**必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた**集団で判断をします。

（４）　いじめが長期化深刻化する場合（重大事態）、学校は枝幸町教育委員会・枝幸町・北海道教育委員会とつながり対処します。

①　いじめの被害にあった生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合　　等が該当。

②　いじめの被害にあった生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いが認められる場合

- 相当の期間とは年間３０日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、迅速に対応します。

≪　重大事態発生時の対処における基本　≫

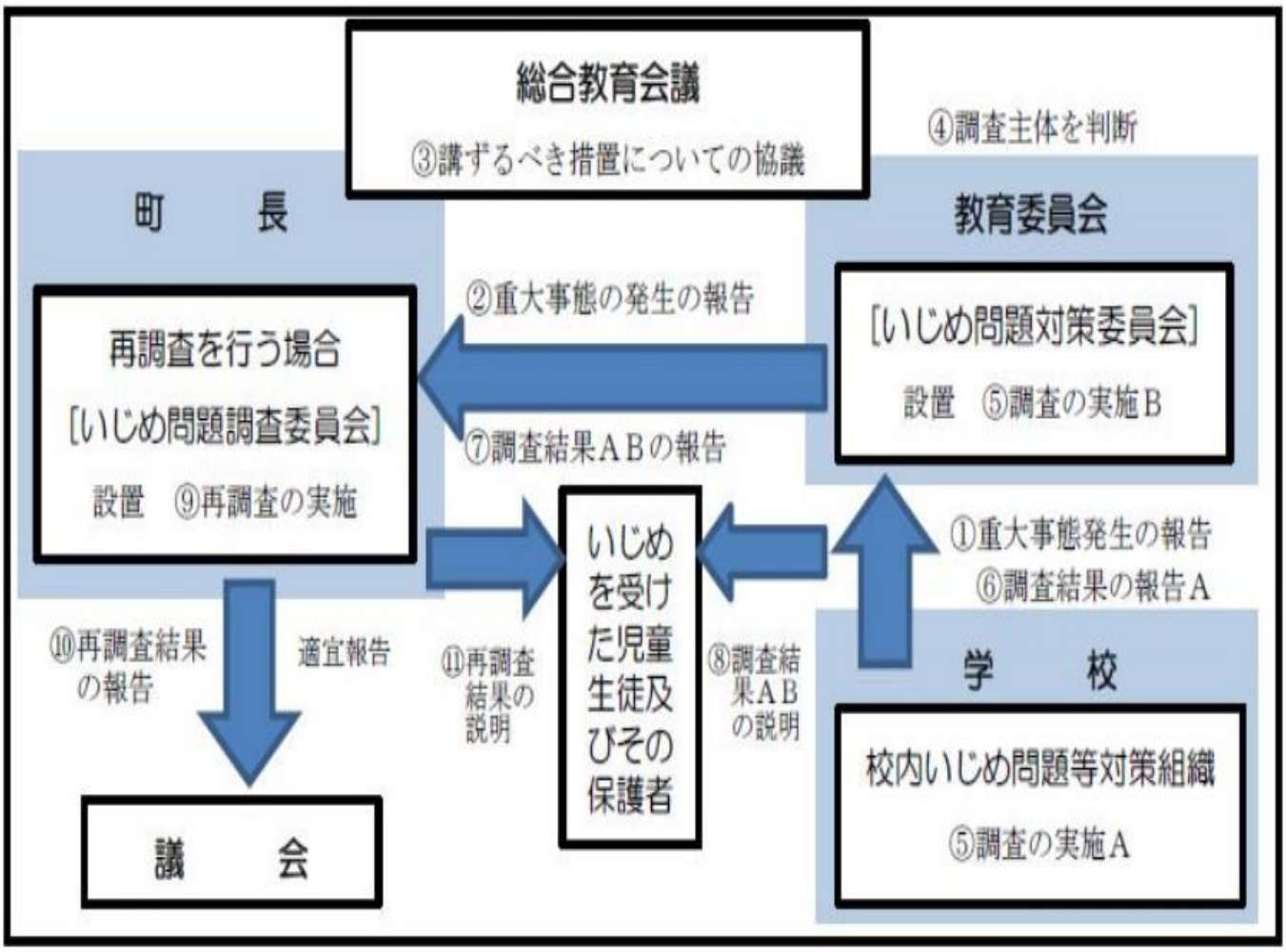

いじめの未然防止

はじめに

いじめ行為は、被害にあった生徒の心を委縮させ、のびのびと自己の個性や能力を発揮することの妨げとなるばかりか、その後の生活に影響を及ぼします。そのような状況を生まないため、いじめを「しない」「させない」「許さない」環境の醸成に全力を尽くします。

（１）　教職員の基本姿勢

①　生徒のささいな変化や兆候を見逃さないよう生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築きます。

②　教職員間、保護者との連携を密にし、いじめを「しない」「させない」「許さない」環境の醸成を図ります。

③　不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払います。

（２）　教科経営の充実　―　学びの個別最適化と主体的対話的で深い学びの実現　―

①　「言動や気持ちのすれ違い」や「自他の相違を受け止めきれない」ことを端緒にいじめが始まることが多くあります。そのため一人ひとりの生徒に「自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力」や「相手等への影響を考えて円滑にコミュニケーションを図ろうとする力」の伸長を図ることが未然防止のポイントとなります。

それらの力を育成する場は、日々の授業です。とりわけ「主体的対話的で深い学び」の機会は重要です。その機会が一人ひとりの生徒にとって有意義なものとなるよう土台となる学びの素地（基礎基本）を個別最適化を通して定着させていきます。

（３）　ＡＳＳＥＳＳ・ほっと等の積極活用と教育相談員・スクールカウンセラー・保護者との連携

①　思春期段階にある生徒は、自分が抱えている困り感・悩み・不安を周囲への気遣いからカミングアウトではなくアクティングアウトとしてあらわす傾向があります。アクティングアウトされたメッセージの意味を日常の教育相談、ＡＳＳＥＳＳ・ほっと等のアンケートを通して、受け止めるとともに生徒との対話を通して、生徒理解を丁寧に行います。

また保護者との連携を充実させます。

②　いじめの芽の積極的認知を図るため生徒のいじめアンケートにあわせて、教職員はいじめの早期発見のためのチェックリストを実施します。≪様式１≫

③　教育相談員やスクールカウンセラーとも連携を図り、一人ひとりの生徒を複数の眼で支え、成長を後押ししていきます。

（４）　ネットコントロール力の育成

①　生徒の身の回りにはインターネットにつながる手段が豊富にあります。これらインターネットと正しく賢く使用するネットコントロール力の育成が大切になります。日常的な指導とともに情報モラル教室等を設定し育成を図ります。

②　定期的にネットパトロールを組織的に行います。

（５）　生徒会による仲間との絆づくりを育む取組

①　いじめを「しない」「させない」「許さない」環境の醸成を図るためには、教職員の指導とともに日頃から仲間との絆づくりを生徒自身が考える恒常的な取組が大切です。

生徒会活動を中心に絆づくりメッセージコンクールやどさんこ地区会議、中１ギャップ未然防止事業等の機会として利用し行います。

（６）　特に配慮を要する生徒

①　発達障がいを含む障がいのある生徒。または疑いのある生徒
②　海外から帰国した生徒や外国人の生徒等外国につながる生徒
③　新型コロナウィルス感染症に感染した生徒及び同居家族が感染した生徒
④　ＨＳＣ（Ｈｉｇｈｌｙ　Ｓｅｎｓｉｔｉｖｅ　Ｃｈｉｌｄ）の可能性がある生徒
＊「感覚や人の気持ちに敏感で傷つきやすい子ども」

≪　いじめ未然防止プログラム　≫

	行事予定	教職員	生徒会活動	ＰＴＡ
４月	始業式・入学式	校内研修（いじめ） ネット巡回開始 保護者懇談	新入生歓迎会 生徒総会	
５月	２年宿泊学習	いじめ防止基本方針確認 ほっと実施/ニ者面談 校内研修		ＰＴＡ学年委員会 ＰＴＡ役員会 ＰＴＡ運営委員会
６月	体育祭	ＡＳＳＥＳＳ実施 いじめアンケート	体育祭取組	ＰＴＡ役員会
７月	終業式/夏季休業	ＡＳＳＥＳＳ検証 校内研修 Ｉ学期の振り返り	絆づくりメッセージコンクール	ＰＴＡ資源品回収
８月	始業式	校内研修		ＰＴＡ役員会
９月	修学旅行	授業参観日 校内研修		ＰＴＡ役員会 ＰＴＡ運営委員会
１０月	文化祭	校内研修 いじめアンケート	文化祭取組	
１１月		ＡＳＳＥＳＳ実施 ＡＳＳＥＳＳ検証 全学年三者面談	どさんこ地区会議	
１２月	情報モラル教室 終業式/冬季休業	校内研修		ＰＴＡ役員会
１月	始業式 新入生説明会	校内研修	新入生説明会	
２月	除雪ボランティア	授業参観日・懇談会 ほっと実施/ニ者面談		ＰＴＡ役員会 ＰＴＡ運営委員会
３月	卒業証書授与式 修了式		３年生を送る会	

いじめの早期発見・事案対処

（１）　いじめの被害にあっているのは「生徒」であり「教員」ではない。いじめを看過したり軽視したりせず、学年部会・生徒支援委員会と連携して対応する等、組織的対応に努める。
「けんか」や「ふざけあい」であっても、背景にある事情を把握し、被害性に着目していじめにあたるか否かの判断をします。

（２）　対応のフローチャート

積極的な認知

□　教職員は、教育活動のあらゆる場面を通して、いじめの発見に努めます。

☆　発見の方法等
日常の観察、アンケート調査、教育相談、生徒や保護者からの連絡等

情　報　収　集

□　発見した教職員は、「生徒支援委員会委員」に速やかに報告する。
１学年：橋本貴俊　２学年：野呂田大輔　３学年：青山佳祐

□　報告する際、現段階の客観的事実と教員による主観を区別し、記録すること。≪様式２≫
- ◆　時間・場所　・・・　いつ、どこで発生したか。
- ◆　関係人物　・・・　誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか。
- ◆　内　　容　・・・　どのような行為を受けたか。
- ◆　要因・拝啓　・・・　動機やきっかけを何と話しているか。
- ◆　状　　況　・・・　現在も行為は継続しているか。

事　実　確　認
方　針　決　定

□　生徒支援委員会委員は生徒指導部長へ報告し、生徒指導部長は教頭とともに生徒支援委員会の開催を学校長へ具申します。
いじめにかかる生徒支援委員会はすべての教育活動に優先して開催します。
生徒支援委員会　委員長　：　天内宏之
事務局長　：　青山佳祐
委　　員　：　橋本貴俊　・　野呂田大輔
上田美唯佑
＊必要に応じて
特別支援 CO　川口栄市
部活動顧問

□　報告内容の共通理解を図り、対処方針と分担を決定します。

□　生徒支援委員会委員は、各学年に現段階の事実と対処方針を周知します。

事　　案　　対　　処

基本方針　（１）　いじめの解消に向けた指導と支援を行い、被害にあった生徒の安心感を醸成する。

（２）　始動と支援を通していじめを行った生徒が健全な人間関係を育む資質能力を養う。

（３）　いじめの被害にあった生徒・いじめを行った生徒双方の保護者と連携し、対処方針について共通理解を図る。

（４）　いじめを傍観していた生徒、観客となっていた生徒への気づきを促しいじめを繰り返さない環境の醸成を図る。

≪　ケ　ア　班　≫　いじめの被害にあった生徒のケア　　担　任　・　養護教諭

・ 被害にあった生徒の立場を第一に考えて対応。
定期的に面談をし、安心して生活を送れるよう支援する。

・ 被害にあった生徒の保護者と連携（基本：家庭訪問）をし、事実・対処方針を伝え、共通理解を図る。

≪　聴取・指導班　≫　いじめを行った生徒の指導・支援　　指導部長　・　担　任

・ 生徒自身に行為を振り返らせ、事実関係をカミングアウトさせる。
そのさい、教員の先入観・思い込み・予断をもって臨まないようにする。

・ 加害生徒が複数いる場合は、それぞれの生徒から聴き取った事実関係のすり合わせを生徒支援委員会で行い、相違点がある場合は再度、聴取を行う。

・ 事実関係が判明した段階で生徒に確認をさせ、健全な人間関係の構築に向けて振り返りをさせ、指導を行う。

・ いじめ行為を行った生徒の保護者と連携（基本：家庭訪問）し、事実・指導内容及び結果を報告し、いじめを行った生徒の今後の生活に対して協力を求める。

＊ いじめを行った生徒が謝罪を申し出ていじめの被害にあった生徒が謝罪を受け入れる用意がある場合、指導部長・担任が立会い、謝罪の場を設定する。その際、１体１を基本とする。
また、「謝罪させることが目的」ではないことに留意する。

＊ 対処後、学級指導・学年指導を行うことを基本とするが、内容については慎重に検討し、学年の生徒支援委員会委員が行う。

＊ 管理職は教育委員会へ認知段階から報告し連携する。

解　　消

□　被害生徒本人とその保護者に対して実施した面談結果に基づき、判断する。
　　必要に応じてスクールカウンセラーを含めるなどして、集団で判断する。